

# 設楽ダムの建設中止を求める会

会報第 1 号 2007 年 2 月



2 月 7 日 / 愛知県に監査請求書を提出 - 請求人は 218 人

2 月 7 日、愛知県監査委員会に対して愛知県職員措置請求書(監査請求書)を提出しました。請求人は 218 名でした。当日の請求書提出、その後の記者発表には在間弁護士、市野代表、松倉副代表と名古屋の会員ら 2 名も加わり総勢 10 名が参加しました。今年 1 月中旬から始めました請求人集めは、「設楽ダムの建設中止を求める会」設立日の 1 月 28 日には 100 名を超えるところへ来ていました。その後の 1 週間で請求人は増え続け 2 月 7 日の監査請求提出日には 218 人となりました。今後 2 ヶ月間引き続き請求人を募ってさらに輪を広げていきます。今回の監査請求は行政訴訟の前置主義に則り

行われたものであり、県の回答によっては住民訴訟に踏み切ります。この運動を支える市民団体が「設楽ダムの建設中止を求める会」です。会設立総会は 1 月 28 日に行われ約 40 人が参加。代表に市野和夫、副代表に松倉源造、宮入興一の 2 名が選出されました。今後の運動として農家負担金の不払い運動、水没予定地のトラスト運動などが承認されました(3 ページの「規約」参照)。



県監査委員(右)に請求書を手渡す  
在間弁護士と市野代表

東日新聞 2007年(平成19年) 1月29日(月) (第3種郵便物認可)

**設楽ダムの建設中止を求める会 設立総会**

国土交通省が設楽町に「中止を求める会」の設立計画している設楽ダムの建設に反対する住民らでつくる「設楽ダムの建設中止を求める会」の設立総会が28日、豊橋市民文化会館で開かれ、約30人参加した。代表に市野和夫、副代表に松倉源造、宮入興一の2名が選出された。今後の運動として農家負担金の不払い運動、水没予定地のトラスト運動などが承認された。

**「県の費用負担は違法」**

設楽ダムの建設中止を求める会 来月7日に住民監査請求

請求にあたり、設楽ダムの新規利水は使用の見込みがないこと、建設で周辺の環境破壊が進むことなどを理由に「県の費用負担は違法であり、負担金の義務がなく、負担金を支出すべきではない」と主張。建設費に対する県の公金支出差止めと負担義務不存の確認、返還を求めた。

和美 4時  
生労 別議  
師会 支取

「設楽ダムの建設中止を求める会」設立総会の様子を報せる地元紙 - 東日新聞 1 / 29 日付

## 設楽ダム建設計画の推移とこれから

- 04.11 月 環境影響評価方法書縦覧
- 06.6 月 環境影響評価準備書縦覧
- 06.12 月末 準備書に対する愛知県知事意見を事業者へ送付
- 07.1 月 事業者による環境影響評価書作成  
環境大臣の意見を求める
- 07. ? 月 環境大臣の意見をふまえて評価書確定  
事業者による建設事業基本計画策定
- 07.6 月あるいは 9 月 愛知県議会へ  
承認されれば建設費・費用負担・国による補償基準が確定され→事業の実施へ



# 設楽ダムの建設 中止を求める会

の会員になってください!!

## 正念場を迎えた設楽ダム問題

設楽ダム問題は今、最大の正念場を迎えつつあります。

振り返ってみますと、特定多目的ダム・設楽ダム建設の最初の申し入れは1973年になります。初めは水没予定地域やダム直下流域の住民を中心に設楽町当局（町長・町議会）を含めて「設楽ダム絶対反対」であった水源地域の人々も、長年にわたる国・県の“生殺しのヘビ”に鞭打つような様々な行政圧力の中で、故郷を喪うまいとする長く苦しい闘いに疲れ、表向き絶対反対を貫くことができなくなり、条件付きながら「調査」を受け入れていきました。

「調査と建設は別だ」というはかない約束に甘えて…。

しかしながら、事態は深刻化する一方でした。「過疎化と高齢化」（政治により倍加された）が急速に進むなか、国・県の執拗な後押しでダム容認の町長を押し立て、“ダム・インパクト”なる旗の下、実施計画調査（航空測量、ダムサイト地質調査、湛水線の標示、ついで一筆調査など）を強行し、他方で設楽ダム対策協議会なるダムの“受け皿”を作らされ、国・県はダム建設容認を執拗に迫ってきました。そして、性根つき果てた末、設楽ダム対策協議会も建設協力を確認するに至ったのでした。

## ダム建設は著しい環境破壊をもたらす

この間、住民参加によるチェック機能の期待された豊川流域委員会が河川法改正（1997）の下、豊橋市で23回にわたって開かれましたが、本格的な議論もないまま設楽ダム建設を中心とした豊川の河川整備計画を決定してしまい、続いて出来上がった環境影響評価法（2001）に基づいて、ダムでは全国第1号の環境アセスメントを、それこそ“事業アワセ”的にこなすところまできました。この段階で、設楽ダムができると水没予定者が故郷を喪うばかりか、

ダムの湛水域を中心に集水域62平方キロにも及び貴重な自然やかけがえのない生態系（その象徴が国指定の天然記念物ネコギギ、絶滅危惧種のクマタカ、全国一のオシドリノ里）を持つ清流・寒狭

川流域の環境が激変し、更にそれが豊川中下流域全体に及ぶこと、あまつさえ三河湾の海水交換が悪くなり汚濁が進むこと、豊川河口の六条潟で採れてきたアサリの稚貝が絶滅しかねないこと、などが専門家の中からも指摘されています。

## 水余りの中での巨大ダム計画

問題のもう一つは、設楽ダムの規模が当初1千万トン（1961年の電源ダム）、ついで8千万トン、更に1億トンと、どんどん拡大され、しかも昨年閣議決定された「豊川フルプラン」でも明らかなように、豊川総合用水事業の完成（2001）によって、豊川用水では年間1億トンもの水が使われない状況となっており、2015年の予想でも過去20年に2番目の濁水を見込んでも“水余り”になるというのです。それかあらぬか、1億トン規模のダム容量のうち、実に2/3近くが用途を決められないまま「不特定容量」として計画のうちに取り込まれているのです。

## ダムなしで可能な洪水対策

設楽ダムには治水機能も付加されている、と言われています。洪水調節容量が1千9百万トン予定されているからです。しかし、豊川の治水については下流の遊水地（霞堤）をどう活用するかを含めて再検討し、計画通り堤防・河道の整備を国が行えば第二次大戦後の最大規模の洪水には耐えられること、そもそも国が予想している150年に1回の洪水ピーク流量（河川整備基本方針で決められた「基本高水流量」）自体が過大であること、また集水域の森林の状態により変化する“緑のダム”の働きが全く無視されていること、などが専門家によって指摘されています。

## ダム建設を強行する国と県

こういう理不尽なダム計画について、私たちは長年にわたり諸種の疑問点を指摘し、国や県にも見直しを求めてきました。しかし、国も県も頑として聞く耳を持たず、「自然に優しい設楽ダム」などと囁いて一途に建設めざして突き進んできました。そし

て、今春以降、特定多目的ダム法に基づく「基本計画」の策定により事業費や費用負担割合（アロケーション）を決めて設楽ダム計画がいよいよ確定されることになる、と言うのです。また、水没予定者、地権者への「補償基準」の提示が今秋にも予定される、と言います。

### **住民としての意見表明と公金支出差し止め請求**

だとすれば、私たちとしては「基本計画」が策定される前に、設楽ダム建設を中止させるための手立てを早急に打たなければなりません。冒頭に「最大の正念場だ」と言ったのは、今がそういう時期にあたるからです。差し当たり、第一歩として1月28日に私たちは「設楽ダムの建設中止を求める会」を設立し、2月7日に公金支出差し止め等の措置請求（第1陣）を愛知県監査委員会に提出しました（愛知県はこれまでに設楽ダム建設にかかわる費用の一部、数十億円を負担しています）。監査請求が棄却されれば、時をおかず抗告訴訟に取り組む覚悟です。幸い、9人の弁護士が協力してくれています。むしろ、裁判は長期間を要しますし、費用も馬鹿になりません。

### **中止を求める会への参加・ご支援を！**

以上の点をご斟酌願ひ、つきましては、「設楽ダム計画はどこかおかしい」「桁違いの借金財政を抱える中、ムダな公共事業はどんなものか（政・官・業の癒着構造が“談合”や高級官僚の“天下り”として常に糾弾されつつあります！）」とお感じの皆様、名前は出せないけれど資金援助なら出来るとお考えの皆様も。どうか私たち「求める会」の会員（別記の規約により「一般会員」と「財政支援会員」とがあります）になって下さり、物心両面で継続的なご支援ご協力を心よりお願い致します。また、一時的なカンパならできる、とお考えの方も大歓迎します。どうかよろしくお願い致します。

（なお、会費あるいはカンパは、お知り合いの会員にお渡し下さるか、直接、書記局に払い込み用紙をご請求下さい。ハガキでも電話でもメールでも、結構です。）

（松倉）

## **設楽ダムの建設中止を求める会規約**

- 1 この会は「設楽ダムの建設中止を求める会」という。
- 2 この会は、設楽ダム建設の中止を求めるため、他団体との連携を図りつつ次のような活動を追求するものとする。
  - (1) 裁判活動
  - (2) トラスト運動
  - (3) 直接請求運動
  - (4) 農家負担金不払い運動
  - (5) その他水源地域との交流などとおして設楽ダム建設中止を求める活動
- 3 この会には代表一人と副代表を二人おく。代表の欠けた時は副代表が代行する。
- 4 この会には書記局をおく。書記局は次のような役割を負うものとする。
  - (1) 事務
  - (2) 会計
  - (3) 広報
- 5 会員は、会の趣旨に賛同し、会費を納入する者からなる。会員の種類は以下のとおりとする。
  - (1) 一般会員（年会費 2000円）
  - (2) 財政支援会員（年会費 1口 5000円）
- 6 この規約の改正は、総会で行なう。

- 付則
- 1 この会は2007年1月28日から発足するものとする。
  - 2 書記局は、代表の住所に置くものとする。
  - 3 会の運営は、当面の間、代表・副代表および書記局が幹事会を構成して行なう。

### **郵便振替口座**

**加入者名**

**設楽ダムの建設中止を求める会**

**口座番号**

**00870 - 1 - 134146**



「会員の声」は皆さんとの意見交換の場です。「設楽ダム建設 NO!」の声を会員同士共有していこうと思います。設楽ダムについて考えていること、ご意見、ご感想、まわりの様子などを書記局までお寄せください

## ほんとのことを知ろう

伊奈 紘（設楽町住民）

昨日は3人、本日も2人が「設楽ダムについて詳しい話を聞きたい」と我家を訪ねてきました。また「次の土曜日に有志が集まって会合を開く、10人ほどの集まりだけで来てダムの話をしてくれないか。」「日曜日に、某介護施設で入所者の保護者会があるのだけれど、そこでダムの話しをして欲しい。」こんな話が、最近、連日のように私のところに舞い込んできます。

今まで、町当局や国土交通省は水没者や地権者に対しては若干の説明をしてきたようだが、一般住民に対し、一度もきちんとした説明をしてこなかった。そのためほとんどの住民がダムについて何も知らないのが現実です。

町長は、「国が決めたことに逆らえない」とか、「補償金をもらえないまま長く待たされた人がかわいそうだから

早期にダムを作ってもらいたい」、「ダムによって設楽町の活性化が図れる」と言う。

しかしよく考えてみてください、これって全て変な理屈ですよ。

設楽ダムが全く不要なダムであることは明白です。それどころか多大な環境破壊をし、水没地区の住民の歴史や文化、生活の場を飲み込み、将来の町の衰退を招き、三河湾の汚濁を更に悪化させ、国や県に膨大な借金を残す…。このまま諦めていいのですか？

勿論、人それぞれ色々な立場の人がいるのですが、まずは真実を知り、純粋にダムの是非を考えて欲しいと思います。取り返しの付かないことにならないように……。

それが今を生きる私達世代の責務だと思います。

## お願いとお知らせ

## 監査請求人の最終締め切りは3月15日です。

監査請求人は愛知県内にお住まいの方に限ります。署名は自署で市町村 番地まで正確にお願いします。職業、押印もお忘れなく。

財政その他で支援していただく会員は国籍、居住地の如何を問いません。

送付先/事務局（〒440-0069 豊橋市御園町1-3 奥宮芳子）までお願いします。

会報に名前をつけてください！現在提案されている名前は「ネコギギ通信」、「No! 設楽ダム」、「燦燦」。

会費、募金の納入方法

同封の払い込み用紙で郵便局からご送金ください。手数料は加入者負担ですのでかかりません。

また、当会から郵送しましたご住所、お名前に間違いがありましたら、払い込み用紙に書き込んでいただくなどお知らせください。すでに納入済みの方には、領収証を同封してありますのでご確認ください。

「設楽ダムの建設中止を求める会」ではメーリングリストを設けます。メーリングリストに加入していただける方は E-mail [ichinok7@mx3.tees.ne.jp](mailto:ichinok7@mx3.tees.ne.jp) までお知らせください。

「設楽ダムの建設中止を求める会」の所在地及び連絡先

代表/市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷28-1 & fax 0532-88-4358

E-mail: [ichinok7@mx3.tees.ne.jp](mailto:ichinok7@mx3.tees.ne.jp) <http://www.tees.ne.jp/%7Eichinok7/>

事務局/〒440-0069 豊橋市御園町1-3 (奥宮)/ & fax 0532-54-7305